島労発総 1030 第１号
令和８年 10 月 30 日

一般社団法人 島根労働基準協会会長　殿

島　根　労　働　局　長
（労働保険徴収室）

令和８年度労働保険の適用促進にかかる広報依頼について

労働行政の推進につきましては、平素から格別のご高配を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、厚生労働省では、労働保険の未手続事業の一掃を図るため、全国的な広報活動を展開し、労働保険制度のより一層の理解と周知を図るとともに未手続事業場への加入勧奨を行っています。

つきましては、この趣旨をご理解いただき、貴会の広報誌、ホームページ等に別添の広報文を掲載いただきますよう、ご協力の程お願い申し上げます。

なお、広報文掲載にあたりましては、掲載スペースに合わせて編集していただくことも可能です。その場合は、下記担当部署までご連絡いただきますようお願いいたします。

また、広報文の電子データが必要な場合も下記担当部署までご連絡いただきますようお願いいたします。

【担当部署】
島根労働局総務部労働保険徴収室
適用第一係
Tel　0852-20-7010
E-mail　chosyu-shimane@mhlw.go.jp